



2026 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 ビー プ ラ ッ ツ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 藤 田 健 治
(コード番号：4381 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役副社長 伊 藤 淳 一
(TEL. 03-6262-9427)

**第三者割当により発行された第 6 回新株予約権、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び
第 7 回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況に関するお知らせ**

当社が GP 上場企業出資投資事業有限責任組合を割当先として、2025 年 4 月 14 日に発行した第 6 回新株予約権及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債、2026 年 6 月 15 日に発行した第 7 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」及び「本新株予約権付社債」といいます。）の 2026 年 8 月の月間行使状況につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

第 6 回新株予約権及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、2026 年 6 月 15 日付けの第 7 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に伴い東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条に定義される「MSCB 等」とみなされることとなったため、月間行使状況の開示をしております。

1. 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 銘 柄 名	ビープラッツ株式会社 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債
(2) 対象月間の交付株式数（株）	0 株
(3) 対象月間の行使額面総額及び発行総額に対する行使比率	0 円（発行総額の 0 %）
(4) 対象月の前月末時点における未行使残存額	300,000 千円
(5) 対象月の月末時点における未行使残存額	300,000 千円

(6) 対象月間における行使状況
該当事項はありません。

2. 第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権

(1) 銘 柄 名	①ビープラッツ株式会社 第 6 回新株予約権	②ビープラッツ株式会社 第 7 回新株予約権
(2) 対象月間の交付株式数（株）	0 株	993,500 株

(3) 対象月間中に行使された新株予約権の数及び新株予約権の発行総数に対する行使比率	0 個 (発行総数の 0 %)	9,935 個 (発行総数の 49.54 %)
(4) 対象月の前月末時点における未行使新株予約権数	8,288 個	17,074 個
(5) 対象月の月末時点における未行使新株予約権数	8,288 個	7,139 個

(6) 対象月間における行使状況

①ビープラッツ株式会社第6回新株予約権

該当事項はありません。

②ビープラッツ株式会社第7回新株予約権

行使日	交付株式数		行使価額 (円)	行使された 新株予約権の数 (個)
	新株 (株)	移転自己株式 (株)		
8月3日(月曜)	12,400	—	255	124
8月4日(火曜)	50,000	—	327	500
8月5日(水曜)	90,000	—	399	900
8月6日(木曜)	80,000	—	392	800
8月7日(金曜)	80,000	—	369	800
8月10日(月曜)	12,400	—	359	124
8月12日(水曜)	42,000	—	355	420
8月13日(木曜)	55,500	—	427	555
8月14日(金曜)	122,500	—	360	1,225
8月17日(月曜)	80,000	—	387	800
8月18日(火曜)	60,000	—	365	600
8月19日(水曜)	80,000	—	353	800
8月20日(木曜)	55,500	—	310	555
8月21日(金曜)	84,300	—	322	843
8月24日(月曜)	74,100	—	320	741
8月25日(火曜)	14,800	—	300	148
8月26日(水曜) ～8月31日(月曜)	—	—	300	—

※ 対象月の前月末時点における発行済株式数：3,349,498 株（うち自己株式数：3,329 株）

※ 2026 年 6 月末連結純資産△400,601 千円に 2026 年 7 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日までの間の新株予約権の権利行使による資本の増加額合計 477,264 千円を単純に合算した場合の純資産は 76,663 千円となります。

3. 行使制限に関する状況（東京証券取引所「有価証券上場規程第 434 条」、日本証券業協会「第三者割当等の取扱いに関する規則」に基づく行使制限の遵守状況）

① すべての回号を合算した 交付株式数（株）	② 発行の払込日時点における 上場株式数（株）	③ 行使制限に係る行使比率 (①／②) (%)
993,500	2,911,799	34.12

〔行使制限を超過して行使が行われた経緯〕

第7回新株予約権の2026年8月5日から2026年8月19日までの行使は、第7回新株予約権の発行決

議日（2026年5月29日）時点の終値334円以上の行使価額となったことから、有価証券上場規程施行規則第436条第5項に定める制限超過行使が可能になる条件のうち「（4）新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合」に該当したため、行使制限を超過して行使が行われました。結果として、2026年8月における行使制限に係る行使比率は、10.00%を超過しております。

なお、本新株予約権及び本新株予約権付社債に関する詳細につきましては、2025年3月28日公表の「業務資本提携に関する契約の締結、並びに第三者割当による第6回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」及び2026年5月29日公表の「第三者割当による第7回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上